貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和７年７月)

７月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	士幌交通株式会社（法人番号１４６０１０１００３０４５）　代表者細谷庫嗣	北海道河東郡士幌町字士幌西１線１６７番地８	本社営業所	北海道河東郡士幌町字士幌西１線１６７番地８	R7.07.11	輸送施設の使用停止（９０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他３件	令和７年２月１８日及び令和７年２月２７日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）運転者に対する指導監督の記録改ざん・不実記載（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）事故の届出義務違反（道路運送法第２９条）	９	９
2	有限会社佳嘉（法人番号５４３０００２０３９２２９）　代表者彭源基	北海道札幌市中央区南４条西６丁目８番地	東営業所	北海道札幌市東区東雁来６条２丁目６－１	R7.07.25	輸送施設の使用停止（３３０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１１件	令和７年１月７日、令和７年２月１９日及び令和７年３月１７日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項、第3項）、（３）点呼の記録保存義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）点呼状況の録音及び録画記録義務違反（運輸規則第２４条第６項）、（５）乗務等の記録義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（６）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（７）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（８）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（９）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項）、（１０）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１１）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（運輸規則第４５条）、（１２）点検整備記録簿等の記載義務違反（運輸規則第４５条第２号）	33	33
	以下余白									